

## 鳥取市自主防災会連合会補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市自主防災会連合会補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、災害発生による被害を防止し、軽減するため、防災知識の普及、防災訓練の実施、防災用資材の整備等を行うことを目的とする自主防災会で組織される鳥取市自主防災会連合会（以下「連合会」という。）に補助金を交付し、もって地域防災力の向上を図り、災害に強いまちづくりを推進することを目的とする。

### (補助対象経費)

第3条 本補助金の対象となる経費は、当該年度において連合会が行う前条に規定する活動に要する経費とする。

### (補助金算定等)

第4条 本補助金の額は、前条の補助対象経費（負担金等の特定財源を除く）に10分の10を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

### (承認を要しない変更)

第5条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、本補助金の増額以外の変更とする。

### (交付申請)

第6条 本補助金の交付申請は、活動計画書及び収支予算書を添付し、毎年6月30日までに行わなければならない。

### (実績報告)

第7条 規則第12条に定める実績報告は、活動報告書及び収支決算書によるものとし、毎年5月31日までに行わなければならない。

### (雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、危機管理部長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。